旧優生保護法による被害者とともに歩む京都の会　御中
公開質問状へのご回答

2026 年 3 月 6 日　知事選挙予定候補　藤井伸生

1「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づき府内のすべての被害者への謝罪と補償を届けるために行政としてどのような手立てが必要かご自身の考えをお書きください。

（回答）
強制不妊手術や中絶手術がおこなわれた旧優生保護法による被害は、戦後最大の人権侵害であり、新しい補償法のもとで、すべての被害者の補償と尊厳の回復が必要と考えます。まずは府知事から謝罪の言葉を伝えます。
また、ご指摘のように補償の認定がされた件数は極めて少ない状況ですから、一刻も早くすべての被害者に補償金などを届けるために、実態調査に取り組むとともに周知の徹底を図ります。

2 府内の旧優生保護法問題にかかわる被害の検証をどのように実施されますか、旧優生保護法問題にかかる実態調査、被害者の掘り起こしのためにどのような取り組みを行うべきかご自身の考えをお書きください。

（回答）
旧優生保護法問題の全面解決に向けては、ご指摘の通り、過去の資料を精査し、実態の調査とその結果の公表を行います。また、国に対して、被害者の相談窓口の整備、第三者機関による旧優生保護法の真相究明と再発防止のための調査・検証を求めます。

3 上記のほか旧優生保護法問題にかかわり、貴殿が特に取組みたいと考えていることをお書きください。

（回答）
被害者のみなさんは高齢ですから、まずは、補償を一刻も早く実現するために力を尽くします。
旧優生保護法問題の解決のために、最も重要なことは、優生思想と障害者に対する偏見・差別を根絶していくことです。旧優生保護法は、障害者を「劣った人」とみなして、障害者に対する差別・偏見を助長してきました。社会に沈殿する優生思想が、障害者施設を襲撃するといった事件まで引き起こしています。
憲法１３条にある「すべて国民は、個人として尊重される」という原則が、社会にしっかりと根付く必要があります。障害者への差別と偏見が横行する風潮を改め、優生思想を根絶するために被害当事者団体や関係者の皆さんとの継続的な協議の場を設置しながら、行政としての取り組みを進めていきます。